

# 四国森林管理局入札等監視委員会運営要領

平成 6 年 1 0 月 2 4 日 6 高経第 2 5 4 号

最終改正：平成 2 5 年 5 月 2 8 日 2 5 四企第 2 4 号

## 第 1 趣旨

森林管理局等における競争参加条件の設定、資格の確認、指名業者の選定等の手続きの透明性を一層高めるとともに、入札及び契約事務の適正化を図るため、森林管理局に四国森林管理局入札等監視委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

## 第 2 委員会の事務

1 委員会は、森林管理局長の要請に基づき、次に掲げる事務を行う。

(1) 森林管理局長、森林管理署長及び森林管理事務所長（以下「森林管理局長等」という。）が行った契約（国の収入原因契約、国の行為を秘密にする必要がある契約及び予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第2号、第3号、第4号又は第7号に掲げる金額を超えない契約を除く。以下同じ。）に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。

(2) 対象契約のうち委員会が抽出決定したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約とした理由及び経緯等についての審議を行い、必要に応じて意見の具申又は勧告を行うこと。

(3) (1) の報告及び(2) の審議を踏まえ、入札及び契約結果を分析するとともに、入札事務及び契約事務の適正化並びに入札談合の防止に向けた方策について総合的に審議すること。

(4) 「工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続きについて」（平成13年4月27日付け13経第173号官房経理課長通知）の第3に規定する再苦情、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）の第9に規定する苦情の処理、「指名停止等措置に係る苦情処理手続き要領の制定について」（平成19年3月16日付け18経第1840号大臣官房経理課長通知）の第8に規定する苦情の処理、及び「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」の制定について」（平成22年3月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知）第9に規定する苦情の処理を行うこ

と。

- 2 委員は、「公正入札等調査委員会の設置等について」（平成6年5月31日付け6経第931号大臣官房経理課長通知）別添の入札等談合情報マニュアル第3に基づき、談合調査情報の対象となっている案件に係る入札等手続の取扱いについて意見を行うこと。

### 第3 委員会の構成等及び事務局の設置

#### 1 委員会の構成

委員は、四国森林管理局長が委嘱する。

委員会は、契約制度に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者3名以上をもって構成し、委員の中から委員長を互選するものとする。

なお、委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

#### 2 委員会の招集等

委員会は、委員長が招集することとし、委員の2/3以上の出席がなければ開催することができない。

#### 3 委員会の議決

委員会の議決は、出席委員の過半数の賛成がなければならない。可否同数のときは委員長が決定する。

#### 4 委員会の事務局

委員会に、事務局を置く。

事務局は、総務企画部長を長として、企画調整課に置くものとし、当該課の監査官等が庶務を行う。

### 第4 会議

- 1 第2の(1)から(3)の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、次により行う。

(1) 定例会議は、原則として(2)の表の左欄に掲げる時期に開催する。

(2) 定例会議における第2の(1)の報告（以下「報告」という。）は、それぞれ次の表の右欄に掲げる期間に締結した契約を対象とする。

開催時期	報告対象期間
5月又は 6月	第4四半期（ 1月～ 3月）

8月又は 9月	第1四半期（ 4月～ 6月）
11月又は12月	第2四半期（ 7月～ 9月）
2月又は 3月	第3四半期（10月～12月）

(3) 報告は、事務局が、次の表の左欄に掲げる事項のうち該当する事項について、右欄に掲げる資料、談合情報等の対応状況及び森林管理局監査の結果並びに委員が事前に指示した資料を提出して行うものとする。

事 項	作成する資料
工事契約総括表	入札方式別発注工事総括表（別紙様式1-1）
業務契約総括表	入札方式別発注業務総括表（別紙様式1-2）
物品・役務契約総括表	物品・役務の調達方法別総括表（別紙様式1-3）
競争入札による契約 （公共工事等）	競争入札（公共工事等）（別紙様式2-1）
随意契約（公共工事等）	随意契約（公共工事等）（別紙様式2-2）
競争入札による契約 （物品役務等）	競争入札（物品役務等）（別紙様式2-3）
随意契約（物品役務等）	随意契約（物品役務等）（別紙様式2-4）
指名停止	指名停止等一覧表（別紙様式3）
再度の入札における一位不 動の状況（土木一式工事、 建設一式）	再度入札における一位不動状況（様式4-1）
再度の入札における一位不 動の状況（測量、建設コン サルタント、地質業者、補 償コンサルタント、その他 の公共工事）	再度入札における一位不動状況（様式4-2）
再度入札における一位不動	再度入札における一位不動状況（様式4-3）

の状況（物品の製造、物品の購入、役務の提供等）	
-------------------------	--

(4) 委員会の委員に対して「公正入札等調査委員会の設置等について」（平成6年5月31日付け6経第931号大臣官房経理課長通知）別表に掲げる公正入札等調査委員会から、同通知別添の入札等談合情報マニュアル第3の規定に基づく報告があった場合には、原則として、当該報告のあった直後の定例会議において、事務局が当該報告に係る一連の経緯を記載した適宜の資料を作成し、報告するものとする。ただし、委員会の委員に、同通知別添の入札等談合情報マニュアル第3の2（1）なお書に該当する者がいる場合には、定例会議での報告は行わず、利害関係のない委員に対して持ち回りその他適宜の方法により報告するものとする。

(5) 定例会議において審議を行う契約の抽出は、当該定例会議に先立ち、委員が、別紙様式2-1から別紙様式2-4までに記載されている契約の中から、治山・林道事業、調査・設計等業務、生産・造林事業、物品・役務（生産・造林事業を除く）ごとに、それぞれ落札率が95%以上の事案について、原則、落札率が高い順から5件以内を抽出する。なお、落札率が95%以上の事案がない場合は、90%以上とする。

抽出を行うにあたっては、次の点に留意するものとする。

ア 森林管理局及び森林管理署等ごとに治山・林道事業、調査・設計等業務、生産・造林事業等別にそれぞれ過去1年間分以上の事案すべてについて、工事等の名称及びその競争参加に必要な資格の等級、実施地区（市町村単位）、入札日、落札者名及びその保有資格の等級、応札者名、予定価格、落札価格、落札率等を整理した入札結果

イ 応札者（提案者）が1者の事案

ウ 公益社団法人または公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）を相手方とする契約の事案

なお、アの入札結果については、委員会に提供するものとする。

また、委員会が必要と認めるときは、落札率等に関わらず、抽出を行うものとする。

(6) 抽出事案の説明は、契約の種類ごと、方式ごとに別添に掲げる資料を委員会に提出して行うものとする。

2 第2の(4)の事務に係る会議は（以下「再苦情処理会議」という。）

は、第6の2の申立てがあった場合、必要に応じ開催する。なお、再苦情の申立ては、再苦情申立書（別紙様式5）を提出して行うものとする。

3 会議は、非公開とする。

## 第5 意見の具申及び勧告

1 委員会は、第2の（1）又は（2）の事務に関し、報告の内容又は審査した契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要に応じて、森林管理局長等に対しての意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 森林管理局長は、委員会から前項の意見の具申又は勧告があったときは、林野庁長官を通じて、大臣官房経理課長に速やかに報告するとともに、事案の調査及び改善策等の検討を行い、その結果を林野庁長官を通じて、大臣官房経理課長に報告し、協議を行うものとする。

3 森林管理局長は、大臣官房経理課長との協議により、前項の意見の具申又は勧告に係る事案が重要なものであると判断した場合には、速やかに当該事案の調査及び改善策等の検討結果について林野庁長官に報告するものとする。

4 森林管理局長は、第2項及び前項に規定する報告及び説明を行った後、当該意見の具申又は勧告に対して措置すべき事項を実施するとともに、その実施内容について、直後の定例会議において委員会に報告しなければならない。

5 委員会は、第1項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

6 委員会は第2の（3）の事務に関し、分析結果及び審議内容をすみやかに林野庁林政課長に報告するものとする。

## 第6 再苦情の処理

1 森林管理局長等は、第2の（4）の事務に関し再苦情の申立てがあった場合、委員会に審議を依頼するものとする。

2 委員会は、第2の（4）の事務に関し、前項の再苦情の申立てがあったときは、申立ての期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての的確を欠くと認められるとして、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し審議を行う。

- 3 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を森林管理局長に報告するとともに、必要があると認めるときは、これを公表することができる。
- 4 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。
- 5 森林管理局長は、前項の報告がなされたときは、その日から7日以内を目途に申立者に対して、その結果を回答するものとする。その際、申立てが認められなかったときは、その申立てに根拠が認められないと判断された理由を示し、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重して、これに伴い森林管理局長が講じようとする措置の概要を明らかにするものとする。

## 第7 守秘義務

委員は、第2の事務を処理する上で知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## 第8 公表

森林管理局長は、次の事項については、これを事務局において閲覧に供するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

### (1) 委員の構成

委員の氏名及び職業を毎年度、その年度の最初の委員会開催後遅滞なく、公表するものとする。

なお、委員の変更があった場合には、変更後最初の委員会の開催後遅滞なく公表するものとする。

### (2) 審議に係る議事の概要

森林管理局長は審議に係る議事の概要を別紙様式6-1、6-2により取りまとめの上、別紙様式第2-1から別紙様式第2-4までのほか必要な資料とともに、委員会終了後遅滞なくこれを公表するものとする。

### (3) 報告

森林管理局長は、(1)の委員の構成及び(2)の審議に係る議事の概要について、公表後速やかに、林野庁林政課長を経由して別紙様式7により大臣官房経理課長に報告を行うものとする。

## 附則

この規約は、平成6年10月24日から適用するものとする。

一部改正 平成8年3月19日(8高経第54号)

一部改正	平成11年	3月	1日	(11四企第2号)
一部改正	平成13年	10月	5日	(13四企第39号)
一部改正	平成16年	10月	24日	(15四企第49号)
一部改正	平成18年	10月	24日	(18四企第43号)
一部改正	平成20年	6月	27日	(20四企第7号)
一部改正	平成21年	7月	21日	(21四企第7号)
一部改正	平成23年	4月	20日	(23四企第8号)
一部改正	平成23年	8月	11日	(23四企第8号)
一部改正	平成24年	7月	2日	(24四企第16号-1)
一部改正	平成25年	5月	28日	(25四企第24号)

入札方式別発注工事総括表

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

入札方式	件数	単純平均落札率	備考
<p>総契約件数</p> <p>(1) 治山工事 (内訳)</p> <p>① 一般競争契約</p> <p>② 随意契約</p> <p>(2) 林道工事 (内訳)</p> <p>① 一般競争契約</p> <p>② 随意契約</p> <p>(3) その他の工事 (内訳)</p> <p>① 一般競争契約</p> <p>② 公募型指名競争及び工事希望型競争契約</p> <p>ア 公募型指名競争</p> <p>イ 工事希望型競争契約</p> <p>③ ②以外の指名競争契約</p> <p>ア 一般土木工事に係るもの</p> <p>イ その他</p> <p>④ 随意契約</p>			<p>(記載例)</p> <p>〇〇月の特色としては、事務繁忙期であったため、通常の時期より2割程度発注件数が多い。中でも一般土木工事に係る発注が多い。</p>

注) 単純平均落札率とは、個々の案件の落札率を平均した数値のことをいう。



入札方式別発注業務総括表

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

入札方式	件数	単純平均落札率	備考
総契約件数 (1) 治山工事に係るコンサルタント業務 (内訳) ① 一般競争契約 ② 随意契約 (2) 林道工事に係るコンサルタント業務 (内訳) ① 一般競争契約 ② 随意契約 (3) その他の業務 (内訳) ① 一般競争入札契約 ② 公募型プロポーザル契約 ③ 公募型競争契約 ④ 簡易公募型プロポーザル契約 ⑤ 簡易公募型競争契約 ⑥ 標準型プロポーザル契約 ⑦ ③及び⑤以外の指名競争契約 ⑧ 随意契約			(記載例) ○○月の特色としては、事務繁忙期であったため、通常の時期より2割程度発注件数が多い。

注) 単純平均落札率とは、個々の案件の落札率を平均した数値のことをいう。

物品・役務の調達方法別総括表

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)  
(単位：件、円)

区分	項目	契約方法別内訳										備考	
		一般競争入札			指名競争入札			随意契約（企画競争）		随意契約（その他）			計
		件数	金額	単純平均落札率	件数	金額	単純平均落札率	件数	金額	件数	金額		
物品調達	林業用資材												
	建設用資材												
	特定物品（専売品）												
	その他物品												
役務調達	収獲調査委託												
	事業・業務委託												
	調査・設計委託												
	条件調査												
	その他役務												
計													

注) 単純平均落札率とは、個々の案件の落札率を平均した数値のことをいう。









別紙様式 3

指名停止等一覧表

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業 者 名	本 社 所 在 地	指 名 停 止 期 間	該 当 事 項	指 名 停 止 の 理 由
		平成 年 月 日～平成 年 月 日 ( ケ月)		

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。

再度入札における一位不動状況

(期間 平成 年 月 日～年 月 日)

工事種別	等級	総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
			第2回入札における状況			※2		
			入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)
土木一式工事	A							
	B							
	C							
	D							
建築一式工事	A							
	B							
	C							
	D							
その他の工事								

※1 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

※2 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。



再度入札における一位不動状況

(期間 平成 年 月 日～年 月 日)

業務種別	等級	総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
			第2回入札における状況			※		
			入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)
測量	A							
	B							
	C							
建設コンサルタント	A							
	B							
	C							
地質調査	A							
	B							
	C							
補償コンサルタント	A							
	B							
	C							
その他	A							
	B							
	C							

※1 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

※2 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

再度入札における一位不動状況

(期間 平成 年 月 日～年 月 日)

契約種別	等級	総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
			第2回入札における状況			第3回入札における状況		
			入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)
物品の製造	A							
	B							
	C							
	D							
物品の購入	A							
	B							
	C							
	D							
役務の提供等	A							
	B							
	C							
	D							
合計								

※予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

# 再 苦 情 申 立 書

平成 年 月 日

四国森林管理局長 殿

申立者

(住 所)

(電 話 番 号)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

- 1 再苦情申立ての対象となる工事名
- 2 不服のある事項
- 3 2の主張の根拠となる事項

開催日及び場所				
委員				
審議対象期間				
審議対象案件				
抽出案件				
抽出 案件 内 訳	工事	一般競争		
		指 名 競 争	公募型指名競争	
			工事希望型競争	
			その他の指名競争	
		随意契約		
	業務	一般競争		
		指 名 競 争	公募型競争	
			簡易公募型競争	
			その他の指名競争	
		随 意 契 約	公募型プロポーザル	
			簡易公募型プロポーザル	
			標準型プロポーザル	
			その他の随意契約	
	一 般 競 争			

物品・ 役務等	随意契約（企画競争・公募）	
	随意契約（その他）	
(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答 等	意見・質問	回答等
	(詳細に記述すること)	(詳細に記述すること)
委員会による意見の具申又は勧告の内容  [これらに対し森林管理局長が講じた措置]		

事務局：

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所用の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人または公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

四国森林管理局入札等監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇会議室			
委員	AA AA(弁護士) BB BB(公認会計士) CC CC(ジャーナリスト)			
再苦情申立の概要	申立日	件名	契約方式	契約月日
	H〇.〇.〇	〇〇地すべり防止工事	一般競争	H〇.〇.〇
	内容等			
委員からの意見 ・質問及びそれに対する回答等	意見・質問		回答	
	(意見・回答は逐一できるだけ詳細に記述することが望ましい)		(回答は逐一できるだけ詳細に記述することが望ましい)	
委員会の審議結果				

別紙様式 7

番 号  
年 月 日

大臣官房経理課長 殿  
(林野庁林政課長経由)

四国森林管理局長

四国森林管理局入札等監視委員会の開催・審議状況等報告書

1 会議開催年月日

2 審議に係る議事の概要

3 その他

別添

## 抽出事案の説明に係る資料

抽出事案の説明に係る委員会への提出資料は、方式ごとに次の事項を記載した資料とする。

### 1 工事

#### (1) 一般競争方式の場合

- ア 工事名
- イ 工事概要
- ウ 競争参加資格及びその資格をどのように設定したのかの説明
- エ 競争参加業者数
- オ 競争参加資格がないと認めた業者がいた場合は、その理由の説明
- カ 入札経緯及び結果の説明
- キ 応札者、応札金額、落札までの入札回数等が記載された入札筆記書
- ク 予定価格を作成するために積算書における工種ごとの積算額に対する入札参加者が提出する工事費内訳書における工種ごとの積算額の比率をグラフ化したもの（全入札参加者について、入札参加者ごとに、工種ごとの上記比率を算出し、縦軸を「比率（基準を100とする）」、横軸を「工種」とする座標上の点を結び、一つのグラフに記入したもの）
- ケ 当該工事の施工体系図及び下請代金額が明記されているもの
- コ その他委員会が必要と認めるもの

#### (2) 公募型指名競争及び工事希望型競争入札方式の場合

- ア 工事名
- イ 工事概要
- ウ 工事のランク
- エ 公募参加業者数（工事希望型競争入札方式にあつては、技術資料の提出を要請した業者数）
- オ 技術資料を提出した業者の中から指名業者を指名した考え方の説明（工事希望型競争入札方式にあつては、技術資料の提出を要請した業者を選定した考え方の説明を含む。）
- カ 入札経緯及び結果の説明
- キ 応札者、応札金額、落札までの入札回数等が記載された入札筆記書
- ク 予定価格を作成するために積算書における工種ごとの積算額に対する入札参加者が提出する工事費内訳書における工種ごとの積算額の比率をグラフ化したもの（全入札参加者について、入札参加者ごとに、工種ごとの上記比率を算出し、縦軸を「比率（基準を100とする）」、横軸を「工種」とする座標上の点を結び、一つのグラフに記入したもの）
- ケ 当該工事の施工体系図及び下請代金額が明記されているもの
- コ その他委員会が必要と認めるもの

#### (3) (2)以外の指名競争方式の場合

- ア 工事名
- イ 工事概要
- ウ 工事のランク
- エ 指名業者数
- オ 対象ランクの業者の中から指名業者を指名した考え方の説明
- カ 入札経緯及び結果の説明
- キ 応札者、応札金額、落札までの入札回数等が記載された入札筆記書
- ク 予定価格を作成するために積算書における工種ごとの積算額に対する入札参加



者が提出する工事費内訳書における工種ごとの積算額の比率をグラフ化したもの  
(全入札参加者について、入札参加者ごとに、工種ごとの上記比率を算出し、縦軸を「比率(基準を100とする)」、横軸を「工種」とする座標上の点を結び、一つのグラフに記入したもの)

- ケ 当該工事の施工体系図及び下請代金額が明記されているもの
- コ その他委員会が必要と認めるもの

(4) 随意契約方式の場合

- ア 工事名
- イ 工事概要
- ウ 随意契約にした理由
- エ 随意契約業者名
- オ 契約価格
- カ 当該工事の施工体系図及び下請代金額が明記されているもの
- キ その他委員会が必要と認めるもの

2 測量・建設コンサルタント等業務

(1) 一般競争方式の場合

- ア 業務名
- イ 業務概要
- ウ 競争参加資格及びその資格をどのように設定したのかの説明
- エ 競争参加者数
- オ 競争参加資格がないと認めた業者がいた場合は、その理由の説明
- カ 入札経緯及び結果の説明
- キ 応札者、応札金額、落札までの入札回数等が記載された入札筆記書
- ク その他委員会が必要と認めるもの

(2) 公募型プロポーザル方式及び簡易公募型プロポーザル方式の場合

- ア 業務名
- イ 業務概要
- ウ 参加表明書提出者数
- エ 参加表明書を提出した業者の中から技術提案書の提出者を選考した考え方の説明
- オ 技術提案書を提出した業者の中から技術的に最適なものを特定した考え方の説明
- カ その他委員会が必要と認めるもの

(3) 標準型プロポーザル方式の場合

- ア 業務名
- イ 業務概要
- ウ 技術提案書の提出者を選考した考え方の説明
- エ 技術提案書を提出した業者の中から技術的に最適なものを特定した考え方の説明
- オ その他委員会が必要と認めるもの

(4) 公募型競争入札方式及び簡易公募型競争入札方式の場合

- ア 業務名
- イ 業務概要
- ウ 参加表明書提出者数
- エ 参加表明書を提出した業者の中から指名業者を指名した考え方の説明
- オ 入札経緯及び結果の説明

カ 応札者、応札金額、落札までの入札回数等が記載された入札筆記書  
キ その他委員会が必要と認めるもの

(5) (4)以外の指名競争入札方式の場合

ア 業務名  
イ 業務概要  
ウ 指名業者数  
エ 指名業者を指名した考え方の説明  
オ 入札経緯及び結果の説明  
カ 応札者、応札金額、落札までの入札回数等が記載された入札筆記書  
キ その他委員会が必要と認めるもの

(6) 随意契約方式の場合

ア 業務名  
イ 業務概要  
ウ 随意契約によることとした理由  
エ 契約業者名  
オ 契約価格  
カ その他委員会が必要と認めるもの

3 物品・役務調達

(1) 一般競争方式の場合

ア 調達物品又は役務名  
イ 調達物品又は役務の概要  
ウ 競争参加資格及びその資格をどのように設定したのかの説明  
エ 競争参加業者数  
オ 競争参加資格がないと認めた業者がいた場合は、その理由の説明  
カ 入札経緯及び結果の説明  
キ 応札者、応札金額、落札までの入札回数等が記載された入札筆記書  
ク その他委員会が必要と認めるもの

(2) 指名競争入札方式の場合

ア 調達物品又は役務名  
イ 調達物品又は役務の概要  
ウ 物品又は役務のランク  
エ 指名業者数  
オ 対象ランクの業者の中から指名業者を指名した考え方の説明  
カ 入札経緯及び結果の説明  
キ 応札者、応札金額、落札までの入札回数等が記載された入札筆記書  
ク その他委員会が必要と認めるもの

(3) 随意契約方式の場合

ア 調達物品又は役務名  
イ 調達物品又は役務の概要  
ウ 随意契約にした理由  
エ 契約業者名  
オ 契約価格  
カ その他委員会が必要と認めるもの